

# かると

## 国保・年金グループより

問い合わせ  
国保・年金グループ  
(☎<sup>85</sup>1771)

### 国民健康保険被保険者証の更新を行います

平成18年10月31日で有効期間満了となる国民健康保険被保険者証の更新を行います。  
新しい被保険者証は、世帯主の方へ郵送交付します(10月中旬郵送予定)。  
ただし、納税相談の必要な方や被保険者証の記載内容に変更があり、届け出が必要な方については交付できない場合があります。  
また、修学や旅行などで遠隔地証が必要な方は、国保・年金グループ(市役所1階4番窓口)または各支所に新しい被保険者証と印鑑を持参し、申請してください(修学の場合は、在学証明書が必要となりますのであらかじめご用意ください)。  
なお、10月31日(火)までに被保険者証が届かない場合はお問い合わせください。

### 10月1日から国民健康保険と老人保健の一部が変わります

#### ◎出産育児一時金

出産育児一時金が、30万円から35万円に引き上げられます。

#### ◎人互透析を必要とされる方の自己負担限度額の引き上げ(70歳未満の方)

慢性腎不全で人工透析を必要とされる上位所得者世帯(注)の方の自己負担限度額が、1万円から2万円に引き上げられます。  
(注)上位所得者世帯…国民健康保険に加入している同一世帯の方の合計した所得金額(基礎控除後)が600万円を超える世帯。

#### ◎食費・居住費の負担(70歳以上の方)

療養病床に入院する70歳以上(長期入院患者)の方は、食料費相当分を今まで負担していましたが、今後は食費と居住費を負担することになります。

区 分		食 費 (1食当たり)	居住費 (1日当たり)
住民税課税世帯		460円	320円
住民税 非課税 世 帯	Ⅱ	210円	
	Ⅰ	130円	
老齢福祉年金 受給世帯		100円	0円

※住民税非課税世帯Ⅱ…国民健康保険に加入する世帯の全員(老人保健の場合は世帯の全員)が住民税非課税の世帯。  
※住民税非課税世帯Ⅰ…住民税非課税世帯Ⅱに該当し、かつ、その世帯の各所得が必要経費(年金所得の場合は80万円を上限)を差し引いたときに0円になる世帯。

### 国民年金保険料の納め忘れはありませんか

～忘れると障害・遺族年金を受けられなくなることも～

年金は、世代と世代の支え合いの制度です。  
あなたの納める保険料が、高齢者の生活を支えていると同時に、あなたや家族の年金権を守るためにも、保険料は忘れずに納めましょう。  
国民年金の給付には、老後の老齢基礎年金だけでなく、思わぬ事故などにより障がいが残ったときの障害基礎年金、生計を維持している方が亡くなったときの遺族基礎年金があります。  
保険料を納期限までに支払っていないと給付を受けられないことがあります。  
また、納期限から2年を経過すると保険料を納めることができなくなるため、将来受給する老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受けられなくなったりする場合があります。  
金融機関や郵便局、コンビニエンスストアなどで、忘れずに納めましょう。

『申し込み』  
『問い合わせ』  
中の『G』は『グループ』の略です

野口観光グループ

# 温泉のご予約は

↓“野口観光”で検索すればアクセスが簡単です。↓

<http://www.noguchi-g.com/>

観光情報やおトクな情報も!

# 秋の入会キャンペーン 実施中!!

今なら、入会金無料!! さらに水着もプレゼント!!

**急募** アルバイトスタッフ募集中(未経験者歓迎!!) **急募**

## JSS登別スイミングスクール

登別市若草町1丁目4番地6 TEL(0143)86-6800